

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>3-5-11 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）</p> <p>3-5-11-1 意義（略）</p> <p>3-5-11-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>3-5-11-2-1 意義（略）</p> <p>3-5-11-2-2 着眼点</p> <p>信託会社が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 情報共有・業務改善等</p> <p>①（略）</p> <p>② 苦情等について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、<u>その分析結果を活用し</u>、継続的に顧客対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。</p> <p>③・④（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p>3-5-11-3 金融ADR制度への対応</p> <p>3-5-11-3-1 指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合</p> <p>3-5-11-3-1-1 意義（略）</p> <p>3-5-11-3-1-2 着眼点</p>	<p>3-5-11 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）</p> <p>3-5-11-1 意義（略）</p> <p>3-5-11-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>3-5-11-2-1 意義（略）</p> <p>3-5-11-2-2 着眼点</p> <p>信託会社が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 情報共有・業務改善等</p> <p>①（略）</p> <p>② 苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、<u>これらの苦情等の内容及び対処結果について、指定ADR機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に顧客対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。</u></p> <p>③・④（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p>3-5-11-3 金融ADR制度への対応</p> <p>3-5-11-3-1 指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合</p> <p>3-5-11-3-1-1 意義（略）</p> <p>3-5-11-3-1-2 着眼点</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>信託会社が、上記意義を踏まえ、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>なお、「3-5-11-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。</p> <p>(1) 総論</p> <p>① (略)</p> <p>② 公表・周知・顧客への対応</p> <p>イ 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。</p> <p>公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要である。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない顧客も想定される場合には、そのような顧客にも配慮する必要がある。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3-5-11-3-2 指定ADR機関が存在しない場合</p> <p>3-5-11-3-2-1 意義 (略)</p> <p>3-5-11-3-2-2 着眼点</p> <p>信託会社が苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融ADR制度の趣旨を踏まえ、顧客からの苦情・紛争の申出に関し、業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械</p>	<p>信託会社が、上記意義を踏まえ、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>なお、「3-5-11-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。</p> <p>(1) 総論</p> <p>① (略)</p> <p>② 公表・周知・顧客への対応</p> <p>イ 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。</p> <p>公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要である。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない顧客も想定される場合には、そのような顧客にも配慮する必要がある。</p> <p><u>公表する際は、顧客にとって分かりやすいように表示しているか（例えば、ホームページで公表する場合において、顧客が容易に金融ADR制度の利用に関するページにアクセスできるような表示が望ましい。）。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3-5-11-3-2 指定ADR機関が存在しない場合</p> <p>3-5-11-3-2-1 意義 (略)</p> <p>3-5-11-3-2-2 着眼点</p> <p>信託会社が苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融ADR制度の趣旨を踏まえ、顧客からの苦情・紛争の申出に関し、業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>なお、「3-5-11-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。</p> <p>(1) 総論</p> <p>① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択</p> <p>イ 自らが営む信託業務（信託業法第2条第11項に定義する「手続対象信託業務」を指す。）の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。</p> <p>    a・b （略）</p> <p>    □～ホ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 苦情処理措置（外部機関を利用する場合）及び紛争解決措置の留意事項</p> <p>① 周知・公表等</p> <p>イ 外部機関を利用する場合、顧客保護の観点から、例えば、外部機関の名称及び連絡先等、外部機関に関する情報について顧客への周知・公表を行うことが望ましい。</p> <p>    □ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。</p> <p>なお、「3-5-11-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。</p> <p>(1) 総論</p> <p>① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択</p> <p>イ 自らが営む信託業務（信託業法第2条第11項に定義する「手続対象信託業務」を指す。）の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。<u>なお、その際は、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、顧客にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、顧客の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。</u></p> <p>    a・b （略）</p> <p>    □～ホ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 苦情処理措置（外部機関を利用する場合）及び紛争解決措置の留意事項</p> <p>① 周知・公表等</p> <p>イ <u>信託会社が外部機関を利用している場合、顧客保護の観点から、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、外部機関を利用できることや、外部機関の名称及び連絡先、その利用方法等、外部機関に関する情報について、顧客にとって分かりやすいように、周知・公表を行うことが望ましい。</u></p> <p>    □ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（以下略）</p>